

令和6年度第3回
杉並区いじめ問題対策委員会会議録
令和6年8月6日（火）

杉並区教育委員会

いじめ問題対策委員会会議録

日 時 令和6年8月6日（火）午後2時00分～午後3時56分

場 所 教育委員会室

出席委員 会長 大竹 智 委員 吉岡 睦子

委員 菅原 誠 委員 牧野 晶哲

委員 西浦 善彦

事務局職員 教育 長 渋谷 正宏 事務局次長 岡本 勝実

教育政策担当部長 松尾 了 庶務課長 渡邊 秀則

済美教育センター
所 長 古林 香苗 済美教育センター
統括指導主事 加藤 則之

教育相談
担当課長 半野田 聡 庶務係長 佐藤 守

庶務係主査 林 広樹 法規担当係長 中野 雄介

済美教育センター
指導主事 三浦 哲 済美教育センター
指導主事 梅林 伸幸

済美教育センター
管理係主査 藤巻 亘

傍聴者数 0名

会議の議題

- ・（仮称）杉並区いじめ防止対策推進条例の骨子案等にかかる審議について
- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査審議について

目次

（仮称）杉並区いじめ防止対策推進条例の骨子案等にかかる審議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査審議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

大竹会長 それでは、今日ご参加予定の皆さんお集まりいただきましたので、これから令和6年度第3回杉並区いじめ問題対策委員会を開会いたします。

本日は、石川委員と鈴木委員から欠席とのご連絡を受けております。ただ、定足数は満たしておりますので、このまま委員会を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の議事に入ります。次第2「（仮称）杉並区いじめ防止対策推進条例の骨子案等に係る審議について」、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 庶務課長です。よろしくをお願いいたします。

先般、杉並区でいじめ防止対策に関する条例の制定を行う予定であるということをご案内をさせていただきました。本日は、その中で、骨子というところで案を取りまとめてございますので、その説明をさせていただきます。

その後、杉並区のいじめ防止対策推進基本方針、更にはいじめ対応マニュアル、これはもう既に作られているものですが、その改定内容というものも併せて説明をさせていただきます。

また、説明の後に、骨子案、改定案、それぞれのご意見、ご質問を頂ければと考えておりますけれども、本日ご欠席の委員もいらっしゃると思います。対策委員会終了後に、事務局からまたメールなどをお送りして、ご意見を頂く期間を別途1週間程度設けてまいりたいと思っておりますので、併せてよろしくをお願いいたします。

それでは、まず資料をご覧ください。

アというところで、資料の右上に書いてあるものがいじめ防止対策の条例の骨子案になります。資料の中にイとしてあって、もともと平成25年に制定されましたいじめ防止対策推進法がございますので、併せてご覧いただければと思います。

条例の骨子案のところに、まず「いじめの条例の目的」ということで書いてございます。ポイントをそれぞれ読ませさせていただきます。

この条例につきましては、今お話をいたしました「いじめ防止対策推進法」、この趣旨を踏まえて、児童・生徒に対するいじめの防止等、防止だとか早期発見、更には対処等ございますが、それらに関する基本理念、区、学校、保護者等の責務、また、区の取組の基本事項等を定める

というところで、いわゆる理念的なものを定めていくというものにして、いじめ防止のための対策を推進するという目的を果たしてまいりたいと考えております。

原則的には法令などを横引くといえますか、参照しながら、区としては改めて理念を高らかに宣言するというイメージで考えたものでございます。

2番の「いじめの定義」でございます。いじめにつきましては、児童・生徒が在籍する学校で、一緒に在籍している児童・生徒など、一定の人間関係にある他の児童・生徒から心理的、物理的な影響を与えられた、インターネットなんかも含まれておりますけれども、そういったものであって、児童・生徒がすごく心と体、心身に苦痛を感じているものをいじめということで定義をさせていただくと考えております。

3番が「基本理念」です。いじめ防止のための対策につきましては、いじめを受けた児童・生徒の生命、心身を保護するということが特に重要であるのだということを認識して、区と学校、保護者、地域住民並びに関係機関の連携の下、いじめの問題を克服するということを目指して行っていくということを宣言するというのが基本理念でございます。

4番の「いじめの禁止等」でございますが、まずは子ども自身が、友達、クラスメートを含めて、同じ学校の子にいじめをしてはいけないということを明らかにする。更には、互いの人権を尊重して、思いやりを持って接するということに努めましょうということを載せていくと考えております。

5番目、「区、学校及び教職員等、更には保護者の責務」といたしまして、まず1番目としては、区はいじめの防止等のための施策を策定して、これを推進していくという責務がある。2番目、学校と教職員につきましては、組織的に学校全体でいじめの防止に取り組むということを責務として示す。保護者につきましては、保護する自分の子どもがいじめを受けた場合には当然いじめから守る、更にはいじめを行うことがないように努めるということを責務として示すものでございます。

6番目が「地域住民と関係機関の役割」ということで、住民と関係機関等につきましては、区更には学校が講ずるいじめ防止対策の措置に協力をするというので、広く区民にそういったものを呼びかける内容の条例にしたいと考えてございます。

7番が「いじめ防止の基本方針」です。

1番目で「基本方針」ということで、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本的な方針として基本方針を策定することを明記する。これは、現行既に定められておりますけれども、当然条例の中でも改めてこの辺を示すというものです。

更には、区立学校そのものにも防止の基本方針を定めるということで、当該区立学校等がそれぞれの学校で防止の基本方針を定めるということを明記してまいります。

8番の「いじめの防止等のための措置」ということでございますが、まず区立学校におきましては、当該区立学校におけるいじめ防止措置が実効的に行われるということで、教職員等で構成されるいじめ対策委員会をまずは学校の中に作っていく。これは現行も既に設置してございますけれども、そういったものにまずは取り組むとしてございます。

2番目として、区立学校でいじめの防止を図るための措置として、教育委員会及び区立学校につきましては、いじめの防止に資するために、道徳教育なり、体験活動等の充実を図る。更には、子ども自身の自主的な活動に対する支援を行う。更には、教育委員会及び区立学校は、早期発見、更には定期的な調査というもので、相談体制を確立、整備していくということ。更には、区立学校は、いじめを受けている疑いがあると認められた時には、事実の確認、更には措置を講じていく。更に、教育委員会は必要に応じて、当該校の支援を行う。

最後ですが、教育委員会及び区立学校につきましては、いじめを受けた子ども、その保護者に対する支援、更には、いじめを行った子どもにも何らかのケアが必要な場面が非常に多いですので、その支援と指導を行う。更には、その保護者も含めてということで、それぞれ取り組む内容を定めてまいりたいと思っております。

9番目は「啓発活動」として、区は様々な啓発活動を行っていくと考えております。

10番が「重大事態の対処」でございます。現行法律の中で重大事態が発生したという場合には、教育委員会を通じて当該区長に報告するようになってございますので、そのとおりの法の内容をそのままきちんと示す。更には、教育委員会の附属機関として杉並区いじめ問題対策委員会、当委員会ということになりますが、それを設置して、重大事態の調査を行

うとしております。

ただし、この重大事態につきましても、現行7人の委員の先生方で、それぞれ分担を決めてやっていただくという制度になっているのですが、ご承知のとおり、複数の重大事態の案件を抱える中で、現行の制度だとなかなか機動的に調査が進まない、または報告書の作成に非常に時間的なものが取られるというのがありますので、資料の中で、ウという資料が、横型のA4のものがあるかと思いますが、体制の見直しも条例制定に併せて考えているところでございます。

現行のところが一番下に出ているとおり、今回2人の弁護士の先生に加わっていただいて、弁護士3人、福祉系2人、医療1人、心理1人という構成で今、委員会が行われて、更には担当の弁護士の先生を決めさせていただいて、各報告書の草案づくりをしていただいているところですが、更にこれを機動的に進めようということで、裏面で、もし条例制定後には、ここに調査部会ということで、委員会の中に調査部会を設けて、その中で機動的に行っていく方法を取っていったらどうかということも考えているところでございます。

具体的には、いじめ問題対策委員会の中で、1人は委員として調査部会の中に部会員として入っていただいて、残り2人については外部から、弁護士なり、心理士なり、そういった方にご協力を別途頂いて、機動性を高めた上で調査、報告等をしていくという形にしていくと、更に円滑な委員会の運営が行われるのではないかと期待して今、考えているところでございます。

条例の骨子案にお戻りいただきまして、10の(3)です。今まで法律では、いじめ問題対策委員会、教育委員会の附属機関で作成した報告書が世に出て、保護者などの目に触れるのですが、当然再調査を要求されたり、そういったシチュエーションが出てくるというのがございます。今まで条例には区長の再調査の機関が特に明記されておりませんが、今般の条例の骨子案の中では、区長の附属機関として、法律の30条第2項の規定による再調査のための委員会についても言及をしようと考えております。具体的なケースで再調査の必要性があった場合は、この規定に基づいて、区長部局側に附属機関の調査委員会が設置されて、そこで必要に応じて再調査をする場合があるというものでございます。

(4) です。区長及び教育委員会につきましては、対策委員会それぞれの調査または再調査の結果を踏まえて、重大事態の対処、更には、同種の事態の発生防止に必要な措置を講じるということも規定の中に盛り込みたいと考えております。

11番「その他」になりますけれども、(1)としては財政上の措置ということで、教育委員会は財政権限がございませんので、区長の方で必要な財政的な措置に努める。更には、区立学校以外の学校への協力ということで、私立なども念頭に置いたのですけれども、学校の設置者に対しては区の施策に協力を求めることができると、そういったものを示したものを骨子案という形で、今のところ考えているということで、案を取りまとめさせていただいているものになります。

骨子案については以上になります。

続いて、アンケートの結果というところで、今回、条例づくりというところで、子どもたちの意見なども、いじめに対しての認識、どのようなことを思っているのかというのを広く聞きましょうということで、オンラインによる無記名でアンケートを行ったものがございますので、その結果も併せてご紹介をさせていただきたいと思っております。

資料のエをご覧ください。速報版ということで、正式な報告としては取りまとめがまだしきれておりませんが、概要として、3ページ以降が具体的にグラフと数字を使ってどのような回答数だったかというのを書いてございますが、その概要をそこにポイントだけ書いてございますので、見ながら確認していただければと思います。

まずQ1ということで、「いじめをなくすためには、自分たちが心がけるとよいと思うことを皆さん、考えたものを選んでください」ということで、3ページ目にグラフと選択肢が1から6まで書いてあるのですが、それぞれ心がけるとよいものを4つ示してあります。

1番目の円グラフの設問が、「自分の言葉や行動がほかの人に嫌な思いをさせていないか考えるように心がけている」、次が「自分のよいところと他人のよいところを見つけて、みんなにとって居心地のよい場所にするように心がけている」。その次のページに行きまして、「すれ違いや誤解があったら本音で話をして互いの気持ちを理解していくということを心がけている」。更には、「考え方や感じ方が人によって違うことを理解して、その違いを認めようと心がけている」。この設問につい

で、「そう思う」とか、「どちらかといえばそう思う」ということで、どれに当てはまりますかと聞いたものが、それぞれグラフの結果でございます。

選択肢のこの1番目の「自分の言葉や行動が他の人に嫌な思いをさせていないか考えるように心がけている」とか、4番目に設問にしました「考え方や感じ方が人によって違うことを理解して、その違いを認めようと心がける」、これについてはそれぞれ肯定が72%、更には67%ということで、肯定的な意見が多かったかなと思います。

また、それぞれ自由記述ということで書いていただいて、まだこれが全部まとめ切れていないのですが、担当の方で見させていただくと、やはり自分の言動に気をつけるとか、相手を思いやりたい、互いの違いを尊重したいといった意見が多く見られたというような傾向として確認がされております。

Q2が、「いじめをなくすために家の人にしてほしい」、更に「気にかけてほしい」、それについて皆さん考えているものはどれが当てはまりますかということを示したのが、この2枚目の裏面です。ページが振っていないのですが、3ページということになります。一番下のところから4つそれぞれ設問があります。「小さな変化に気付けるように子どもをよよく見てほしい」、更には「日頃から話を聞いて、困った時には相談に乗ってほしい」、「子どもの悩みや気持ちを否定しないで、まずは受け止めて共感してほしい」、更には「自分の口で伝えられない悩みを代わりに学校の先生などに伝えてほしい」ということで、自分の家族、家の人がこういうことをしてほしいということについて、「そう思う」とか「どちらかといえばそう思う」とか「そう思わない」とかを聞いております。

この中で、設問の3番目の「子どもの悩みや気持ちを否定しないで受け止めてほしい」については、非常に肯定すると、そう思うという意見が多く見られました。

一方で、4番目「自分の口では伝えられない悩みを代わりに学校の先生に言ってほしい」というのは、肯定する意見が、たまたまなのでしょいか、34%ということで非常に少ない数が出ています。

自由意見欄を見ますと、「干渉し過ぎないでほしい」とか、「そっとしてほしい」というのがありますので、自分から言わない時に先走って

言ってほしいとは、子どもたちは意外に思っていないのかなということが読み取れたアンケート結果になっています。

Q3です。「いじめをなくすために学校の先生にしてほしいこととか、気にかけてほしいことはどういうことですか」というのが、今度は5ページ目以降になります。先生にそれぞれやってほしいということで、「日頃から声かけをしたり、相談に乗ってほしい」、更には「学校のクラスでみんなで考える時間を作ってほしい」、いじめについてということですけれども。あと、「担任以外に悩みを相談できる人がいてほしい」とか、「学校の先生が一丸となって問題に向き合ってほしい」とか、それぞれの設問についてどう思いますか、「そう思いますか」「思わないですか」ということを聞いています。

個々に見ていきますと、選択肢の中で4番目、「いじめが起こった時に学校の先生が一丸となって問題に向き合ってほしい」ということについては、非常に肯定する意見が多かったものになっています。半分以上がそう思っているということでございます。児童・生徒としては、先生自身にいじめの問題に向き合ってほしいということを強く思っているのがその表れなのかなと。

同じように、自由記述の中にも、「先生はすぐ気付いてほしい」だとか、「しっかり対応してほしい」ということが書かれているものがあったと、担当の方では把握しているところです。

Q4になりますけれども、「地域の人に今度はどういう形で関わってほしいですか」ということを聞いているものです。それぞれ、「登下校の時に日頃から声かけとか見守りをしてほしい」、それについてどう思うか。更には、「地域の人と学校が協力して、先生以外の大人の人との関係を深める授業などに取り組んでほしい」、更には、「地域に子どもの居場所を作ってほしい」、「学校の先生と協力して地域の人が助けになってほしい」ということについて、「そう思う」とか「そう思わない」とか、そういったものを聞いています。

結果としては、それぞれ「地域で行事やスポーツ活動、更には居場所を作ってほしい」、更に「いじめで悩んでいることに気がいたら学校の先生に協力して助けになってほしい」ということについては、非常に肯定的な意見が多かったのかなと分析しています。

自由意見で書いているものを見ますと、「困っていたら助けてほしい」

とか、「地域で居場所、交流の機会を増やしてほしい」ということは非常に多く書かれているというのが確認できている内容でございます。

アンケートについては、雑駁なのですがそんなことになっていきますけど、最後に、アンケートの中で、Q5で「いじめについて相談するとしたら誰に相談しますか」ということについてですが、これが一番最後の設問のところになっていきますけれども、48%の子どもたちが「家の人」、更には3割を超えて「友達」と答えています。残念ながら「学校の先生」としたものは僅か9%ということなので、これはなかなか学校の先生に言えないのかなということが、アンケートの中では見受けられたと思います。

ただし、スクールカウンセラーについては、自由記述でもそういった方がいたら相談したいということで、何らかのそういった大人に関わりたいという子どもも一定数いたのかなというのが、アンケートからかいま見えたものでございます。

アンケート結果については以上でございます。

以上が、条例の骨子案の概要とアンケート結果ということでございますので、何かありましたら、会長、この後はよろしくお願いいたします。

大竹会長 ただいま事務局から、条例の骨子案と、児童・生徒向けのアンケートの結果についてご説明がありました。これらの内容について、皆様からご質問、ご意見等があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

西浦委員 西浦からご質問させていただきます。

骨子案を拝見して、また表で、図解で、仕組み図を作っていただきまして、大変分かりやすいものでした。

この新しく予定している専門調査員を入れてやると。調査部会には、少なくとも委員の1人は参加するということ。恐らくそれは今回のように重大事案が多数発生した時への対策のことも含まれているのかなと思っておりますけれども、今のような仕組みは、他の区であるとか、ほかの自治体で取り入れられていたりとか、また、取り入れているとすれば、何かその自治体で運用上問題があったり、いい評価とか何かそういうものがもしありましたら教えていただきたいのですが。

庶務課長 今回、条例づくりをするに当たって、そういった重大事案に対する対応をどのように他区で行っているのかなというのをも併せて調べさ

せていただきまして、後で何区がという数字は担当から報告をさせていただきましても、多くの区で、やはり対策委員会だけではなかなか当該者への聞き取りだとか、報告書をまとめる、それを具体的に冊子にして成果物として出していくというのに非常に時間がかかってしまう。それを委員のメンバーだけで固定してやっていると、非常にそういった課題があるというところで、こういった調査部会的なものを設けてやっている自治体が複数あったところです。

ある意味、機械的といったらあれですけれども、重大事態が起きた。当該の子どもたちとか学校に調査に赴く、更にはヒアリングを必要に応じてやる、それを報告といふとかなりやる事が多くて、ある意味システムチックにやっていかないと、複数が同時的に、今回杉並区もそうですけど、重大事態が出てきた時になかなか対応できない。やはりそれに悩んでいる自治体が、こういった調査部会を設けて対応しているという自治体が多かったところでございます。

具体数が分かれば。後ほど、例えば自治体の数などは後で言わせていただきます。

西浦委員 ありがとうございます。

あともう1点、そこに関連しまして。この専門調査員という方、細かい話はこれからなのでしょうけれども、弁護士や心理士という方、多分個別に選任して、案件が終了したら終了という形になるのでしょうか、リストとか、例えばそれこそ委員の知り合いの弁護士さんに聞いてみるとかではないような気がしまして、今回の委員会に我々が参加しましたけれども、外部の弁護士さん、心理士さんを入れるに当たって、どのような形で、どこからお連れするとか、そういうイメージがあれば教えていただければなと思っております。

庶務課長 まだ具体的にどういう形でそのメンバーを募るといいますか、お願いするというのは決めていないのですが、今回弁護士の先生2人追加させていただいたのは、杉並法曹会にお願いをしてというのがあるので、我々としてはそういった団体に、こういった体制で今後考えているのだけれどもというのをまずご相談はすべきだろうなど。それは法曹会がいいのか、例えばそこだと人がいませんよという話になれば、第一弁護士会とか第二弁護士会とか、そういったところを探してということになりますし、同じように、心理士の先生につきましても、そういった形

で何らかの団体ということで、個別にというよりかは、そういった形で人選といいますか、そういった専門調査員の確保は考えていきたいと思っているところでございます。

西浦委員 ありがとうございます。

庶務課長 先ほどの基本条例で、例えば調査部会を設けている区については6区。今現在条例を制定しているのが23区中11区と半分ありまして、更に11区の中の6区がこういった調査部会を設けて、少し機動性を持たせた報告をしているところでございます。

菅原委員 私の方は、平成25年に出た国のいじめ防止対策推進法があって、いじめ問題対策連絡協議会、これに相当するものだと思うのですがけれども、この中の構成員の案として、学校、教育委員会、そのほかに児童相談所、法務局または地方法務局、これは東京には当てはまらないのですが、あと、都道府県警察その他となっているのですが、児童相談所とか警察、警察を入れるのかどうか、微妙だと私は思うのですが、辺りは委員構成として加えないことで、何らかの問題とか、そういった話は特にないのでしょうか。

特に最近警察を入れろ入れろと言っている人が一部いるようではありますが、私は必ずしもどうかなと思う面もあるのですが、その辺に関しては何か議論があったりしたのか、どうなのでしょう。

庶務課長 この法律でいうところのいじめ問題対策連絡協議会につきましては、今のいじめ問題対策委員会とは別個の委員会、組織でございます。

これについては、杉並区の方では、子ども家庭部の方で青少年問題協議会があるので、その構成メンバーが、この法律でいうところの、例えば見相の所長さんだとか、そういった方たちが入っているものでありますので、それをこの法律の連絡協議会でみなして充てているということで、既に作ってある協議会となります。

菅原委員 ありがとうございます。

牧野委員 西浦委員の質問の続きではないのですが、専門調査員の選定についてなのですが、こちらについては被害者家族からの推薦であったりとか、希望みたいなものを取るような仕組みというのは、今のところ考えておりますでしょうか。

庶務課長 まだそういった具体的にどういった方をどういった形でとい

うのは考えていなくて、こういった調査部会的なものがあれば機動的かなというところにとどまっています。

牧野委員 一応、誰というように名指しでやるのは駄目なのですがけれども、被害者側で弁護士と精神科医は入れてほしいみたいな希望は募ることができるかと文科省の指針でもあったはずなので、例えば、その場合だったら、都弁、一弁と二弁とありますけれどもどれがいいですかみたいな形とか、そのほか学識経験者で学校事故とかこういう事件に詳しい研究者がいたならばそういう方を推薦したいとかいう仕組みとかを入れ込めるといいのかなと思います。

人ダイレクトではなくて、あくまでその団体に投げるだけではありませんけれども、それでも被害者側にとっては、教育委員会側が選考した人であるよりは客観性があるのではないかとというところで担保ができるのではないかと考えておりますので、仕組みとしてもご検討いただくとありがたいかなと思います。

庶務課長 ありがとうございます。今のお話につきましては、国もいろいろ考え方を示されている部分が確かにございますので、それも踏まえた上で考えてまいりたいと、参考にしてみたいと思います。ありがとうございました。

吉岡委員 吉岡です。ご質問なのですが、この条例案、今日拝見したばかりなのでまだ十分理解できていないのですけれども、推進法と比較して今拝見していたのですが、この法律の精神にのっとって定められているのかなと読めたのですが、法律にあるこういう規定については条例案では省略しましたとか、あるいは、こういう点を追加しましたとか、法律との相違点がもしあれば教えていただければと思います。

庶務課長 ありがとうございます。法律が当然あって、それを参考に、横引くというのを原則的にはしているところがございますけれども、全部を示すということではなくて、逆に法律に、例えばいじめの禁止についても、一言法律ではいじめを行ってはいけないということがあるのですが、もう少し具体的に区では考えたほうがいいのかということでも載せたりというのは出てきますが、法律上で特に言っていないところになりますと、当然私立の学校は学校設置者ということで、その部分は当然記述があるので、杉並の方だとなかなか、協力要請は最後の方にもするとあるのですが、なかなかそこは区で規制がいかないところがあるので、

そういったものは当然載せていない部分になります。

また、いじめに対する措置などにつきましても、例えば出席停止とか何とかということがありますけれども、そういったものもあえて法律では規定があつて、その準用といいますか、法律上の多分 25 条とか 26 条辺り、懲戒だとか出席停止とありますけど、それについてはあえて、区によってはここをもう 1 回条例でも示しているところがあるのですが、杉並区の場合にはそこをまたもう一度同じように出席停止とか懲戒ということを示すよりかは、いじめというのはやってはいけないのだということ子ども自身に理解してもらって、いじめをなくしていくというがあるので、法律では書いてありますが、あえて入れていないと、そんな例はございます。

吉岡委員 ありがとうございます。今のお話ですと、条例には懲戒とか出席停止の措置というのは入っていないけれども、それは法律を実例によっては適用する可能性はあるという趣旨でいいですか。

庶務課長 当然、法律では書いてありますし、もともと学校教育法でも規定がございいますので、そういうことがあった場合には、あまり学校としてそれをどんどんやれという話ではありませんけれども、そういったものは既に法律上担保されているので、条例ではあえて示さないという考えでございます。

西浦委員 すみません、追加で。骨子案の 10 の重大事態への対処。まさに先ほど私がご質問差し上げた凶解に関連するのですけれども、一応確認です。もしかしたら先ほど説明があつたかもしれませんが、(2)の杉並区いじめ問題対策委員会というのはまさにこの委員会のことだと認識しておりますが、(3)の杉並区いじめ問題調査委員会というのが、ここでいうところの表にある調査部会のことなのか、それはまた別途の委員会なのか、そこをお知らせいただけないかなと思っております。

庶務課長 この 10 の (3) で記載してある区長の附属機関としての調査委員会につきましては、教育委員会の附属機関として、このいじめ問題対策委員会です。今、報告書をまさしく作っている案件がございいます。これが世の中に出た時に、場合によっては被害者側から「いや、この調査が足りないんじゃないか。こういったことを認定されていないんじゃないか」ということで、教育委員会とは別に、区長、首長に対して再調査を要求できることがありますし、また、区長自らが報告書を見て、「ちょ

「ここを言及していないんじゃないか」とか、「ここを言及していないんじゃないか」ということがあれば、自ら再調査を行えるというのが法律上の規定になっていますので、それをそのまま条例の中でも、もし再調査をする場合はきちんと附属機関として調査委員会というものを別立てに作ってやる。

これは、教育委員会の附属機関のこの委員会の下に置く調査部会とは全く別のものごさいます。

西浦委員 追加で。そのような調査委員会というのは、今の制度上で設立されたことはあったのでしょうか。

庶務課長 法律上では規定があったのですが、たまたま杉並区では条例上それを作っていなかったのですね。その趣旨というのは、ずっと以前になりますけれども、教育委員会できちんと調査をしているのだから、その内容をあえて再調査をすることがあるかもしれないという前提で作っておくことはしないと。

もし本当に再調査が必要であれば、その都度条例を新しく作った上で、設置して再調査をするということはあるけれども、区としてはあくまでもまずはしっかりと教育委員会と附属機関である調査委員会の中で報告書を作っていたきたいという趣旨で、今まで条例は作っていなかったところです。

西浦委員 趣旨は分かりました。そういう意味では、今回はこの条例を作るに当たって、制度として調査委員会というのを一応作っておこうと。確認ですが、まず調査報告書を出しました。被害者児童のお子さん、保護者の方の意見書も一緒に出しました。区長がチェックをすると。私の先入観ですけれども、相当お忙しい区長が、1個1個見るものではないのかなと思いつながら。その調査委員会というのは、一応区長が確認をした上で、これは再調査が必要だと思った時に、調査委員会を立ち上げてくださいますのか。それとも、そもそも最初の意見書が出た時点で、保護者の方の意見書が出て、報告書が出て、その2つを見比べて調査するところから調査委員会があるのか、その辺の仕組みを教えてください。

庶務課長 今のお話ですけれども、このまさしく委員会の報告書を出す。それが当然区長に出される。区長本人も当然ご覧になるとは思いますが、今度は区長部局の附属機関を所管する部の方で、そこを見た上で。

国の方で既に指針で報告書にこういった情報がなければ、これは再調査に該当するのだという事例も示されているものがありますので、それに該当するものがありますよと区長に進言して、区長もそのとおりだと。だったら、この委員会を作って再調査をしよう。

それが常設で、あらかじめ作っておいて、まさしく報告書のチェックをさせるというやり方もあるし、区長部局と区長自らが報告書を見て、「ちょっとこれは問題があるんじゃないか」ということで初めて招集して、設置して、そこに再調査を委ねると。両方自治体によってはあるのです。杉並区はどっちにするのかというのは、区長部局とまだその辺のすり合わせが細かくできていないので、事前設置、常設にするのか、それとも、その都度設置にするのかというのは、まだ結論が出ていないというところでございます。

西浦委員 ありがとうございます。どちらがいいとか、そういう意見があるわけではなくて、素朴な質問でした。

最後1点だけ。今まさに、いろいろ複数件、調査報告書を作っている段階だと思うのですけれども、改正案が可決する、施行がいつだというタイミングは、まだ骨子の段階ですのでこれからだと思うのですけど、今の時点では調査報告書は数か月以内に何個かは出ると思うのです、1、2個は。それに対する対応というのは、今の時点の調査委員会が、条例がないものですから、今の時点で調査委員会というのは存在せずに、設置もできないということになるのでしょうか。

庶務課長 今、現行杉並区の条例上は、区長の附属機関は設置規定がないので、今すぐ報告書が出て、それに対して被害者の保護者が再調査を区長にお願いするといった場合には、その内容を区長が判断して、再調査が必要だと思ったら、急遽条例案を緊急提案して、附属機関も作って調査をすると。

一応、この条例については来年の4月1日の施行を思っていますので、3月31日までにもしそういうことがあれば、そういう対応をすると区長部局は考えているというのは聞いているところでございます。

西浦委員 ありがとうございます。理解しました。

大竹会長 ありがとうございます。

牧野委員に聞きたいのですが、今この推進法に準じてこれを作っているけれども、推進法自体が近々変わるとか、改正の方向とか、そのよう

な動きは何かあるのですか。

牧野委員 あるみたいですがけれども、これが議員立法で作られているので、あまり変えられないというか、国会をやってくれないとまず進まないところがあるので、前々からこの法律そのものの立てつけが危ういということ、そして、学校の人的保障がないままこれだけの調査をやれというのがかなり無理な状況の中で、更に重大事態の2号事案なども学校で報告書を作らなければいけないみたいなことまでなされていく中では、学校の方が疲弊してしまっているのです、何らかの形で修正があるという話は聞いていますけれども。私が知っている限りですけど、なかなかそこから先の話というのは見えてこない状況ではあります。

大竹会長 ありがとうございます。ということは、改正されてくると、この条例自体も改正しなければならないことになるということですね。

庶務課長 場合によってはということになるかと思います。

大竹会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。骨子案とアンケート等ありましたけれども、これについてはよろしいですか。

最初にあったように、今日欠席の委員の方もいらっしゃるのです、また委員の方々の、今日出席の委員の方も、後ほど事務局等に意見があればということで、対応していただければと思っております。

それでは、引き続いて基本方針とマニュアルの改定内容について、事務局から説明をお願いいたします。

統括指導主事（加藤） 済美教育センター統括指導主事でございます。

資料ですが、アルファベットのA B C、右上に振られた資料、3種類ご準備いただければと思います。Aの資料を基に、Bの資料であります基本方針と、Cの資料でありますいじめ対応マニュアルについてご説明をさせていただきます。

では初めに、Aの資料を基に、まずはBの基本方針の主な変更点についてご説明させていただきます。

資料に基づいてお話しする前に、こちら基本方針といじめ対応マニュアルですが、基本方針は前回のものに追記した形、変更とはしていますが、前回のものに追記した形を取っています。Cのいじめ対応マニュアルは、全面改定と考えていただければと思います。

それでは、ご説明させていただきます。

基本方針の主な変更点としまして、まずは中身、どこのページという

よりも、さっと見ていただければお分かりになりますが、関係するいじめ防止対策推進法の条文をこの基本方針のそれぞれの場所に明記いたしました。

また、これまで杉並区教育委員会で行っていましたが、例えば施策ですとか、そういった内容を取り上げたものですとか、新たに行うようにしたものですとか、そういったものを更新するとともに、学校関係の方以外、区民の皆様ですとかがご覧いただいた際に分かっていたできるように、注釈を増やしています。

続いて、3点目が、いじめの解消の考え方を3ページから4ページのところに記載しています。3ページの中ほど少し下、(3) いじめの解消としまして、ア、そして、4ページに行って、イという形で、いじめの解消はこれまでここまで分量を取って示していませんでしたので、こちらを明記しています。

続いて、10ページです。こちらは東京都のガイドラインとしましていじめ総合対策を示していますが、その中では都内の全学校に向けて、年3回以上のいじめに関する授業を行うこととしていますが、これまで区の基本方針ではこちらを示していませんでしたので、10ページの(3)未然防止に向けた主な取組のウに、年3回以上のいじめに関する授業について明記しました。

そのまま、その下のエです。年3回以上の校内研修の実施。こちらでも東京都のいじめ総合対策にもともと規定されていたものですが、改めてここで区としても明記した形でございます。

続いて、学校いじめ対策委員会の会議録の作成、保存を明記、こちらと同様、10ページの一番最後(5)記録の保存のところに明記してございます。

続いて、おめくりいただいて11ページからです。いじめ重大事態に係る記載を充実させています。ここが今回一番手を入れたところです。重大事態の対応について、学校としてどう進めていくべきかというのを教育委員会は示す必要があるとして、重大事態の定義を11ページに、そして、次、右側の12ページから13ページにかけて、重大事態への対応を時系列でどんな順番で進めていかなければならないのか、そちらを明記しております。

まずは、こちらがいじめ防止対策推進基本方針の主な変更点となります。

す。

続きまして、Aの資料はそのままに、Cの資料をご覧ください。

いじめ対応マニュアルの主な変更点です。冒頭で申し上げましたように、全面改定しております。

まず、1枚おめくりいただいて、1ページから3ページまで、こちらいじめの対応のフロー図をトップに掲載しています。いじめが起きる前のまずは対応、そこからいじめを発見して、管理職への報告、学校いじめ対策委員会の開催、解消に向けた対応、そして、3ページに行きまして、先ほど条例には記載がないというご説明をさせていただきましたが、ここでは教育委員会によるいじめを行った子どもの出席停止措置、そして、いじめの解消、定期的な経過観察、確認の実施としまして、いじめに対してどう対応していくべきかというのを学校の教職員が見て、とにかく分かりやすく判断しながら進められるようにということで、まずはこちらに記載しています。

続いて、4ページからは、この資料にはございませんが、いじめを知るとしまして、いじめ対応の基本的な考え方について、文部科学省、そして東京都教育委員会、また、他の道府県や自治体のマニュアル等を確認しながら、こうしていじめの基本的な考え方について、4ページから5ページ、まとめております。

続いて、7ページになります。ここには、子どもの変化に気付くためのチェックリストを7ページに記載しています。四角4の子どもを見つめるです。

こちらは、7ページが一番下に記載しておりますが、東京都教育委員会作成のいじめ総合対策第二次一部改定の上巻に記載のあるものをそのままこちらに載せています。

そして、次は、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもという順番で、8ページのところから、四角5、具体的な対応として、それぞれの立場の子ども、また、保護者に対してどう対応していくべきかというのをそれぞれの立場に分けて記載しているのが、8ページから11ページの前半まで、それぞれ記載をしております。

続いて、11ページ後半から、四角6、いじめ重大事態発生時の対応として、重大事態とはどういうものなのか、また、12ページにはこちらのフロー図を示して、重大事態が起きた時に、というよりも、いじめが起

きた時にどう対応していった、それが重大事態となった時にはどのような対応が必要となってくるのか、そちらを図として示しつつ、12 ページの下段からは、重大事態発生への報告。そして、13 ページに参りまして、調査の実施、調査した後の調査結果の説明等、調査結果の公表等、そして、14 ページの上に再発防止に向けた取組ということで、いじめ重大事態に係る記載を充実させております。

こちらのいじめ対応マニュアル、最後の 14 ページの真ん中から少し上のところから、これはもう 16 ページの一番最後をご覧いただければと思うのですが、一番最後に、いじめ対策に係る事例集、文部科学省の作成したものよりということで記載していますが、組織のないいじめ対応としてうまく対応した例を 1 つこちらに記載しております。

ざっと、いじめ防止対策推進基本方針、そして、いじめ対応マニュアルの改定についてご説明させていただきました。

大竹会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明があったとおりでありますが、この内容について、また皆様からご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

統括指導主事(加藤) 会長、すみません。1 つお伝えしそこねました。

マニュアルですけれども、できればシンプルに、分量も少なめにと考えて作成をスタートしたのですが、どうしてもやはり必要なものを入れ込んでいくと、16 ページになってしまいます。

済美教育センターとしましては、この基本方針とマニュアル、両方もちろん学校には配布するのですが、マニュアルの、例えば 1、2、3 ページの部分ですとか、チェックリストの部分ですとか、本当に必要な部分を精査して、A3 両面程度のリーフレットを全教職員分配布したいと考えています。いじめが起きた時とにかかくどんな対応をすべきなのか、そういったことが、教員が手元に置いておいて、ぱっと見てすぐ動ける、すぐ管理職と相談できるような、そんな体制が取ればと考えて作成しております。

以上です。

大竹会長 いかがでしょうか。基本方針、そして、対応マニュアル。何かご意見、ご質問があればと思いますが。

牧野委員 簡単のところから、すみません。

まず、今回の条例のところは、「児童生徒」という表現であった。そ

して、こちらの今、見ていたBの資料が、「児童・生徒」。今回、いじめ対応マニュアルの「子ども」、これが3種類分かれてしまって、ばらばらになっているのだけれども、これは意図的なものなのか、それとも作る方が違ったからというものなのか、何かここら辺の意図があったらまず教えてほしいというのが1点目です。

2点目ですけれども、杉並区は、生徒指導提要に倣って教育相談コーディネーターを区独自で配置したという話を聞いておりますが、その存在がこちらにはどこにも示されていないけど、本当に活用する気があるのかなのか。その方々をどう取り扱っていくのかというのがちょっと分からないので、このところでもご確認いただきたいというのが2点目。

3点目が、教育委員会のSATです。前はかなりSAT推しでやっていましたが、今回は第一報のところ、重大事態があった時にはSATという表現が11ページのところにさらっと出ているだけなのですけれども、SATの体制は果たして本当に大丈夫なのかどうかというところです。指導主事のほかに退職校長先生なんかもらっしやるのかなと思いますけど、第一報で適切に対応できるほどの人材がちゃんと動いているのかどうかという辺りを教えていただければと思います。

統括指導主事（加藤） 牧野委員、ありがとうございます。

まず、先ほど庶務課長からご説明させていただきました条例と、あとは、私のご説明した基本方針、マニュアルの、そこの違いはきちんと照らし合わせていなかったもので、そこは一緒に教育委員会の中で作成しているものですので、間に「・」が入るかかどうかというところは、きちんと表記を合わせたいと思います。

済美教育センターの中で作成したマニュアルと基本方針なのですけれども、マニュアルの子どもというところについては、学校がとにかくこれを見て対応できるようにしてもらいたい。ですから、繰り返し繰り返し学校が見ることを考えた時に、「児童・生徒」という漢字の表記、固い表記よりも、「子ども」と記載することで、見やすさですとか、本当に微々たる表記の違いなのですが、そういったところで教職員が読みやすく、対応しやすくないかなとした考えから表記を変えているものでございます。

2点目の、教育相談コーディネーター、おっしゃるとおりで、今年度から全校で進めているものですので、3点目と絡めてなのですけれども、

牧野委員から先ほど頂きました教育SATのところ、やはり基本方針には相談する窓口の1つとして教育相談担当と、あとは教育SATというのは記載しています。ただ、相談というところをどこまでこのマニュアルの中に入れ込んで進めていくのか、それは未然防止の部分には必要なものだなと考えていますので、教育相談コーディネーターと教育SATの役割のところは、マニュアルでいいますと6ページがちょうど四角3、いじめを防ぐとありまして、未然防止に向けて各学校で進めていってほしいことをざっと記載しているところになりますので、この中に、学校の中で進める教育相談の体制と教育SATへの相談体制というものは明記していきたいなと考えています。

牧野委員 重大事態の方にも教育SATが入っていて、ここら辺が教育委員会本体と混同しないというか、そこら辺がちゃんと連携できているのかどうかというのが、いま一つ分かりかねるところではあるのですが、これについては大丈夫ということによろしいですか。

統括指導主事（加藤） 教育SATの体制についても、現在、教育委員会の中で、それも様々な協議を重ねながら検討しているところです。教育SATをそもそもなくすですとか、そういったことではなく、組織の形をどうしていくのかというのは、考えていかなければならないことなのかなと思っています。

牧野委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ちょっと追加で。今、統括から、児童生徒に「・」がついているついていないの話、現行のこの委員会を作っている条例上、「・」がついていない児童生徒とやっていたものがあったものですから、条例上としてはそれを使うという意図でやっていたのですが、他区などによっては逆に「・」があって分かりやすくしているというのがありますので、マニュアルと基本方針、せっかく今度は条例とそろうものですから、その辺は調整して統一した言葉にしていきたいと思っております。

大竹会長 いかがでしょうか。

吉岡委員 ご説明ありがとうございます。細かいところで恐縮なのですが、変更点の中で、10ページの学校いじめ対策委員会の会議録の作成・保存の明記とあるのですが、10ページを見ると記録の保存というタイトルで、会議を開いた際には必ず会議録を作成するという作成のことしか書いていないのですね。なので、タイトルを作成・保存としてい

て、保存に関しても何か説明が要るのではないかと。保存期間はどれぐらいなのかというのも一緒に教えていただければと思うのですが。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。いじめに関わる資料の保存期間は、会議録は確認をさせていただきます。併せて、（５）記録の保存と項目していますので、保存年限を含めた記載を 10 ページの最後の部分はさせていただきます。ありがとうございます。

加えて、アンケートも各学校で最低でも年 3 回は取ることに、子どもたちのアンケートはなっていますので、そちらの保存年限も併せて記載したいと思っています。

菅原委員 ここまで踏み込む必要があるかどうかはあれなのですけれども、いじめ防止対策推進基本方針とマニュアル。マニュアルはとてもよくできていてすごいなと思って見ていたのですが、いろいろ並んでいて、8 ページの具体的な対応、いじめを受けた子どもに対してというところを見ていて気になったのですけれども。

心のケアという言葉が結構出てくるのです。心のケアと出てくるけれども、それは一体誰がやるのというのを考えて、先生がやるのが想定されているのか、カウンセラーとかを想定しているのか、それとも外部なのかというのと。あとは、その方がメンタル疾患になってしまっているかどうかということも含めて、分からないわけですよ。その心のケアをしていく時に、その方が、体のケアの場合はまた別だと思っているのですけれども、心のケアの場合、主治医との連携が極めて重要になっていくと思うのです。もちろん親御さんや本人が開示してくれなければ受診しているかどうか分からないわけですが、開示してくれた場合に、関係している医療機関との連携というのも非常に重要になってきますし、成育医療センターなどは非常にそこを今重視してやっていったりしていますよね。なので、こちらの防止対策の基本方針のところとかにも、可能であれば、本人の特に心のケアに係るような部分については、医療機関との連携というのもしっかり入れていったほうがいいかなと思います。

必ずしもみんな精神科医は学校に対して別に拒否的ではなくて、どちらかといえば協力してやっていきたいと思っている医療機関の先生がはっきり言って多いのです。でも、学校での情報はよく分からないし、伝わってこないのという感じで、逆に困っている精神科医が圧倒的に多いのです。なので、その辺も入れていただくと、より円滑に、治療自

体も進んでいくし、ご本人の心のケアも進んでいくのかなと思ったので、そういう視点もあってもいいかなと思いました。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。前向きに検討させていただきまして、方針、マニュアル含めて医療機関との連携を記載していきたいと思います。

大竹会長 よろしいでしょうか。それでは、ただいまの質疑応答についてはこれで締めたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入ります。次第3「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査審議について」は、児童・生徒等の個人情報を含む内容となっておりますので、杉並区いじめ問題対策委員会運営要綱第3条第2号の規定により、会議を非公開としたいと思いますが、異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

大竹会長 ありがとうございます。それでは異議がございませんので、この後の調査審議については、会議を非公開といたします。

【非公開】

大竹会長 それでは、本日の審議は以上となります。本日も円滑な進行にご協力いただき感謝申し上げます。

それでは、これをもちまして委員会を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。